

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○看護福祉学部口腔保健学科の収容定員充足率が0.7倍未満であり、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目2-1について

令和4年度の口腔保健学科入学者数は前年比6人増の28人となり、入学定員充足率(56%)は若干回復傾向にあるが、収容定員充足率(55%)は0.7倍未満の状態が継続中で改善までは至らなかった。

改善の取り組みとして、令和5年度の志願者及び入学者を安定的に確保できるよう、従来の公募推薦に加え、指定校推薦を導入しており、今後受験生のニーズにあった入学者選抜の効果検証を行っていく。

また、引き続き、学生募集活動(オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等)の対面広報活動はもちろん、オンライン広報(WEBオープンキャンパス、オンライン個別面談、学科WEBサイトのリニューアル)などを行い、定員充足率の向上に努める。

令和5年度の口腔保健学科入学者は、前年比4人減の24人となり、入学定員充足率(48%)、収容定員充足率(44%)は0.7倍未満の状態が継続しており、改善に至らなかった。改善の取り組みとして、令和6(2024)年度の志願者及び入学者を確保できるよう、指定校推薦の対象校及び対象者を拡充し、県内の高校には指定校推薦依頼文を持参し、入学試験概要等についても丁寧な説明を実施する。また、口腔保健学科教員による進学相談会参加なども積極的に計画している。【資料2-1-1】【資料2-1-2】

[口腔保健学科定員充足率の推移]

年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
入学定員	50	50	50	50	50
入学者数	43	21	22	28	24
入学定員充足率	86%	42%	44%	56%	48%
収容定員	200	200	200	200	200
在籍学生数	164	144	125	109	87
収容定員充足率	82%	72%	63%	55%	44%

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2-1 の資料

- ・【資料 2-1-1】 2023（令和 5）年度九州看護福祉大学入学者選抜概要
- ・【資料 2-1-2】 2024（令和 6）年度九州看護福祉大学入学者選抜概要

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○看護福祉学部看護学科の収容定員充足率が1.3倍以上であり、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目2-1について

令和4年度の看護学科入学者数は前年比7人減の123人となり、入学定員充足率(123%)は改善している。また、看護学科在籍学生数は前年比21人減の524人となり、収容定員充足率(131%)となり、収容定員充足率は減少傾向にあるものの改善には至らなかった。

令和5年度の看護学科入学者数は前年比5人減の118人となり、入学定員充足率(118%)は改善している。また、看護学科在籍学生数は前年比26人減の498人となり、収容定員充足率(125%)も改善している。

今後も学生確保と合格者の歩留率を踏まえて均衡を図り、改善できるよう努めていく。

[看護学科定員充足率の推移]

年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
入学定員	100	100	100	100	100
入学者数	135	141	130	123	118
入学定員充足率	135%	141%	130%	123%	118%
収容定員	400	400	400	400	400
在籍学生数	520	544	545	524	498
収容定員充足率	130%	136%	136%	131%	125%

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目2-1の資料

- ・【資料2-1-3】収容定員充足率(本学Webサイト「情報公開」掲載)

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

○アセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標・測定方法に基づいた学修成果の点検・評価の実施方法や体制の確立を含め、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-3について

①アセスメント・ポリシーの策定

令和3年度第12回教務委員会（令和3年11月17日開催）において、アセスメント・ポリシー(案)を作成し、各学科・センターで検討し、12月教務委員会にて審議することとした。令和3年度第13回教務委員会（令和3年12月15日開催）において、アセスメント・ポリシー(案)について審議し、承認され、教育課程編成方針策定会議へ上程することとなった。

令和3年度第4回教育課程編成方針策定会議（令和4年2月14日開催）において、教務委員会より上程されたアセスメント・ポリシー(案)について審議し、承認した。アセスメント・ポリシーに基づき各レベル（大学、学部・学科、授業科目）でどのようにPDCAサイクルを回していくか、令和5年度のアセスメント・ポリシーの全面実施に向けて、令和4年4月から関係委員会及び部署等で検討し、可能なところから実施していくこととなった。【資料3-3-1】【資料3-3-2】【資料3-3-3】【資料3-3-4】【資料3-3-5】【資料3-3-6】

②アセスメント・ポリシー策定後

アセスメント・ポリシーに基づき、令和4年度第4回教務委員会（令和4年7月13日開催）において、前年度同様、入学前教育は年度内入試の入学予定者に実施し、科目については、社会福祉学科は国語、その他の4学科については国語・数学・英語を実施することが承認された。また、学部全入学生に対し、入学時オリエンテーション期間にプレースメントテスト（基礎学力テスト全学科3科目）を実施することが承認され、令和5年4月に実施。令和5年4月20日に教務委員を対象に結果報告会が実施された。

また、令和4年度第1回教育課程編成方針策定会議（令和4年8月3日開催）において、GPAの活用について審議を行い、GPAに基づく履修制限の緩和、学修指導及び退学勧告を盛り込んだ「九州看護福祉授業科目の履修に関する規程」の改正案を承認した。そして、令和4年度第6回教務委員会（令和4年9月14日開催）及び令和4年度第6回教授会（令和4年9月21日開催）において改正案の審議を行い、承認した。これによ

り、「九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程」を令和4年10月1日から施行し、学修指導を行っている。

さらに、令和4年度第11回教務委員会（令和5年2月15日開催）において卒業時アンケートの実施について審議し、本学の教育に関する満足度及び本学での学びや活動を通して本学のディプロマ・ポリシーがどの程度身についたか等について調査することにした。本調査は令和4年度3月卒業生を対象に実施し、回収したアンケートはIR室に提供。集計結果は、令和5年度1回教務委員会（令和5年4月19日開催）の中で確認した。

アセスメント・ポリシーは、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目）の3段階での評価体制とし、アセスメント・ポリシーに基づいたデータ（上記はその一部）は、本学の内部質保証システムにあるPDCAサイクルの中で活用し、改善へと繋げていくようにした。【資料3-3-7】【資料3-3-8】【資料3-3-9】【資料3-3-10】【資料3-3-11】【資料3-3-12】【資料3-3-13】【資料3-3-14】【資料3-3-15】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-3の資料

- ・【資料3-3-1】令和3年度第12回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-2】令和3年度第12回教務委員会資料（資料9）アセスメント・ポリシー(案)
- ・【資料3-3-3】令和3年度第13回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-4】令和3年度第13回教務委員会資料（資料4）アセスメント・ポリシー(案)
- ・【資料3-3-5】令和3年度第4回教育課程編成方針策定会議議事録
- ・【資料3-3-6】令和3年度第4回教育課程編成方針策定会議資料（資料1）
- ・【資料3-3-7】九州看護福祉大学アセスメント・ポリシー
- ・【資料3-3-8】令和4年度第4回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-9】令和4年度第1回教育課程編成方針策定会議議事録
- ・【資料3-3-10】令和4年度第6回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-11】令和4年度第6回教授会（定例）議事録
- ・【資料3-3-12】九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程
- ・【資料3-3-13】令和4年度第11回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-14】令和5年度第1回教務委員会（定例）議事録
- ・【資料3-3-15】九州看護福祉大学における内部質保証システムの体系図

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を二人置いているが、それぞれの組織上の位置付け及び役割を示す学長からの文書また規則がない点については改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

令和4年11月30日に「九州看護福祉大学副学長職務分担に関する細則」を制定し、副学長の職務について明文化した。【資料4-1-1】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・【資料4-1-1】九州看護福祉大学副学長職務分担に関する細則

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-2

○大学設置基準において求められている教授数について、看護福祉学部社会福祉学科では1人、大学全体の収容定員に応じた教授数に対しては3人不足しているため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-2について

令和5年6月1日現在の専任教員数は以下のとおり。

学科等の名称	専任教員等							
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	教授数 基準数のうち	助手
看護学科	7	3	5	9	24	12	6	0
社会福祉学科	6	4	4	2	16	12	6	1
リハビリテーション学科	5	1	3	5	14	8	4	0
鍼灸スポーツ学科	4	4	2	2	12	8	4	1
口腔保健学科	5	2	0	3	10	8	4	0
その他の組織等（基礎・教養教育 研究センター）	4	1	1	0	6	—	—	0
（大学全体の収容定員に応じた 教員数）	—	—	—	—	—	16	8	—
計	31	15	15	21	82	64	32	2

- ・大学設置基準において求められている教授数が社会福祉学科で1人不足している。
→令和5年4月1日付けで社会福祉学科の教授が1人就任したため、社会福祉学科の教授数は6人となり、基準を満たしている。【資料4-2-1】
- ・大学全体の収容定員に応じた教授数に対して3人不足している。
→令和5年4月1日時点では教授が2人不足していたが、1人は令和5年5月31日開催の令和5年度第2回教授会で口腔保健学科の教授として承認され、令和5年6月

九州看護福祉大学

1日付けで辞令を発令している。もう1人は看護学科の教授として、令和5年2月9日開催の令和4年度第14回教授会で採用が承認され、令和5年4月1日就任予定としていたが、本人より就任時期変更の要望があり、令和5年8月に就任予定としている。【資料4-2-2】【資料4-2-3】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-2の資料

- ・【資料4-2-1】社会福祉学科教授の就任辞令簿
- ・【資料4-2-2】口腔保健学科教授の就任辞令簿
- ・【資料4-2-3】看護学科教授の就任承諾書

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-2

○大学院設置基準において求められている研究指導補助教員数について、看護福祉学研究科精神保健学専攻では2人不足しているため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-2について

令和5年6月1日現在の研究指導教員及び研究指導補助教員は以下のとおり。

専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計
看護学専攻	8	7	7	15	6	4	6	12
精神保健学専攻	7	5	5	12	6	4	6	12
健康支援科学専攻	9	7	10	19	6	4	6	12

令和5年5月24日開催の令和5年度第2回大学院研究科委員会で大学院担当教員についての選考が行われ、看護福祉学研究科精神保健学専攻の研究指導教員として1名、研究指導補助教員として1名の計2名が承認され、令和5年6月1日付で辞令を発令している。【資料4-2-4】【資料4-2-5】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-2の資料

- ・【資料4-2-4】大学院担当教員一覧
- ・【資料4-2-5】大学院担当辞令簿

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○理事会において、事業の実績について審議事項として一度も扱っておらず、議決を経ずに事業報告書を作成し、公表している点については改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

令和4年1月24日開催の令和3年度第9回学校法人熊本城北学園 理事会（臨時）において、事業報告については、今後の理事会においては報告事項ではなく審議事項として取り扱うことが確認されており、令和4年5月27日開催の令和4年度第1回理事会において、議案（第3号議案）として提出され原案どおり可決承認されている。【資料5-2-1】【資料5-2-2】

また、令和5年5月24日開催の令和5年度第1回理事会において、議案（第4号議案）として提出され、原案どおり可決承認されている。【資料5-2-3】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：5-2の資料

- ・【資料5-2-1】令和3年度第9回学校法人熊本城北学園理事会（臨時）議事録
- ・【資料5-2-2】令和4年度第1回学校法人熊本城北学園理事会議事録
- ・【資料5-2-3】令和5年度第1回学校法人熊本城北学園理事会議事録

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○令和3（2021）年5月7日開催の理事会を持回り審議による書面で開催していたことについては改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目：5-2 について

令和4年1月24日開催の令和3年度第9回学校法人熊本城北学園理事会（臨時）において、今後は持回りによる書面での理事会開催を一切行わないことが確認されている。

【資料 5-2-4】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：5-2 の資料

・【資料 5-2-4】 令和3年度第9回学校法人熊本城北学園理事会（臨時）議事録

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-1

○内部質保証のための全学的な方針を策定し、検討中である「内部質保証推進室（仮）」を設置することで、内部質保証をより充実させるための組織体制の強化を図り、責任体制を明確にするよう早急な改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-1について

令和4年12月開催の第11回教授会（定例）において、「九州看護福祉大学内部質保証に関する規程」（以下、「同規程」という。）を制定するとともに、「九州看護福祉大学における内部質保証システムの体系図」（以下、「体系図」という。）を策定した。本学における内部質保証の推進に責任を負う体制として「内部質保証推進会議」（以下、「推進会議」という。）を置き、推進会議の議長に学長を充て、副学長、常務理事、研究科長、IR室長、事務局長、その他学長が指名した者を委員とした。推進会議の役割は、①内部質保証の基本方針及び計画等の立案、②自己点検及び評価の結果を踏まえた改善、③教育研究の質の向上及び改善を図るための必要な措置、④内部質保証体制の維持・向上、⑤内部質保証の情報公開等である。推進会議は、自己点検・自己評価委員会及び関係委員会等と連携し、PDCAサイクルを適切に機能させることにより自己点検・評価及び諸活動の質の維持・向上を図る。【資料6-1-1】【資料6-1-2】【資料6-1-3】【資料6-1-4】

令和5年3月に第1回内部質保証推進会議を開催し、同規程で規定した基本方針並びに自己点検及び評価の実施等を明確にするため、「九州看護福祉大学内部質保証の方針」（以下、「方針」という。）を策定した。また、本学Webサイトに「方針」及び「体系図」を掲載し、本学における内部質保証を全学的な組織で推進することを学外に公表した。さらに、令和5年5月に今年度の取り組みを確認し、PDCAサイクルの視覚化と進捗管理方法を検討した。【資料6-1-5】【資料6-1-6】【資料6-1-7】【資料6-1-8】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-1の資料

- ・【資料6-1-1】令和4年度第11回教授会（定例）議事録
- ・【資料6-1-2】九州看護福祉大学内部質保証に関する規程
- ・【資料6-1-3】九州看護福祉大学における内部質保証システムの体系図
- ・【資料6-1-4】九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程

九州看護福祉大学

- ・【資料 6-1-5】九州看護福祉大学内部質保証の方針
- ・【資料 6-1-6】令和 4 年度第 1 回内部質保証推進会議議事録
- ・【資料 6-1-7】本学 Web サイト「情報公開」（該当頁印刷）
- ・【資料 6-1-8】令和 5 年度第 1 回内部質保証推進会議議事録

改善報告書

令和5年7月10日

1. 大学名：九州看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○学部及び研究科における教授数等の不足、副学長の役割及び理事会運営について課題があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

基準項目6-3における以下の課題を改善し、内部質保証の組織体制の強化を図った。

- ・学部及び研究科における教授数等の不足については、基準項目4-2で回答
- ・副学長の役割については、基準項目4-1で回答
- ・理事会運営については、基準項目5-2で回答
- ・内部質保証推進会議を設置し、内部質保証方針を定め、内部質保証システムを整えた。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

- ・基準項目4-2と同じ
- ・基準項目4-1と同じ
- ・基準項目5-2と同じ